

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許等について述べたものである。電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の免許の申請について、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) 空中線電力 (5)
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。
- ③ ①の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ④ ③の変更は、 に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- ⑤ ①の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方又は通信事項を変更しようとするときは、あらかじめ なければならない。
- ⑥ ①の(1)の期限（②による期限の延長があったときは、その期限）経過後 以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事落成の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

	A	B	C	D
1	運用許容時間	総務大臣に届け出	無線設備の設置場所	1 箇月
2	運用許容時間	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	2 週間
3	運用義務時間	総務大臣の許可を受け	無線設備の設置場所	1 箇月
4	運用義務時間	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力	2 週間

A-2 遭難通報等を受信した船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 船舶局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は搜索救助用レーダートランスポンダの通報を受信したときは、直ちにこれを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 5 船舶局は、遭難呼出しを受信し、これを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。(注)

注 無線局運用規則第81条の7第5項のただし書きの場合を除く。

A－3 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 A ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) B 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 C のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を障害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 C のみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

A	B	C
1 総務大臣の免許を受けなければ	小規模な	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器
2 あらかじめ総務大臣に届け出なければ	発射する電波が著しく微弱な	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器
3 あらかじめ総務大臣に届け出なければ	小規模な	適合表示無線設備
4 総務大臣の免許を受けなければ	発射する電波が著しく微弱な	適合表示無線設備

A－4 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A 、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C に支障を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	他の無線設備の機能
2 周波数の偏差及び幅	空中線電力の許容偏差等	電気通信業務の用に供する無線設備の機能
3 周波数の偏差、幅及び安定度	高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備の機能
4 周波数の偏差、幅及び安定度	空中線電力の許容偏差等	他の無線設備の機能

A－5 総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならないもの（注）に関する次の事項のうち、電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

- 1 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 2 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識
- 3 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）本文に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器
- 4 F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の無線設備の機器であって、無線通信規則付録第18号（VHF海上移動帯域における送信周波数の表）の表に掲げる周波数を使用するもの

A－6 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2** 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 3** 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 4** 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。

A－7 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条から第59条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2** 無線局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
(1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
(2) 実験等無線局を運用するとき。
- 3** 海岸局及び船舶局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 4** 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

A－8 非常時運用人による無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第70条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局（注1）の免許人又は登録人は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許又は登録が効力を有する間、総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

注1 その運用が、専ら電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。以下2及び3において同じ。

- 2** 電波法第70条の7（非常時運用人による無線局の運用）第1項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人又は登録人は、遅滞なく、非常時運用人（注2）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

注2 当該無線局を運用する自己以外の者をいう。以下3及び4において同じ。

- 3** 電波法第70条の7第1項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人又は登録人は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 4** 総務大臣は、非常時運用人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

A－9 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、 A その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、 B 使用するたびごとに1回以上、その送信装置の C 並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

	A	B	C
1	その航空機の飛行前に	2,000時間	有効通達距離
2	毎日1回以上	2,000時間	出力及び変調度
3	その航空機の飛行前に	1,000時間	出力及び変調度
4	毎日1回以上	1,000時間	有効通達距離

A－10 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A に調整し、自局の発射しようとする B によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、 C でなければ呼出しをしてはならない。

	A	B	C
1	受信機を最良の感度	電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
2	受信機を最良の感度	電波の周波数	少なくとも10分間経過した後
3	送信機を通常の動作状態	電波の周波数その他必要と認める周波数	少なくとも10分間経過した後
4	送信機を通常の動作状態	電波の周波数	その通信が終了した後

A－11 船舶局が遭難通信を行う場合に関する次の記述のうち、電波法（第53条及び第54条）及び無線局運用規則（第71条及び第76条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局が行う遭難呼出しは、特定の無線局にあててはならない。
- 2 船舶局が遭難通信を行う場合においては、免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用することができる。
- 3 船舶局が遭難通信を行う場合においては、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 4 船舶局における遭難警報若しくは遭難警報の中継の送信、遭難呼出し又は遭難通報の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行うことができない。

A－12 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第66条、第70条の6、第80条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 無線通信の業務に従事する者が遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。遭難通信の取扱いを妨害した者も、同様とする。
- 3 航空局及び航空機局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 4 航空局及び航空機局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 5 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A－13 海上移動業務の無線局の免許後の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が受ける変更検査（電波法第18条の検査をいう。）は、当該検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。
- 3 電波法第17条の規定により、許可を受けて行う無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 4 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A－14 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるときに、総務大臣がその無線局に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条、第73条及び第110条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に

A

 の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に

B

 なければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに

C

 しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の

A

 の停止を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。
- ⑤ ①によって臨時に

A

 の停止を命ぜられた無線局を運用した者は、

D

 又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 運用	電波を試験的に発射させ	その旨を当該無線局に通知	2年以下の懲役
2 電波の発射	電波の質の測定結果を報告させ	その旨を当該無線局に通知	1年以下の懲役
3 運用	電波の質の測定結果を報告させ	①の停止を解除	2年以下の懲役
4 電波の発射	電波を試験的に発射させ	①の停止を解除	1年以下の懲役

A－15 船舶局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線業務日誌には、電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数を記載しなければならない。
- 2 無線業務日誌には、自局の船舶の航行中正午及び午前零時におけるその船舶の位置を記載しなければならない。
- 3 無線業務日誌には、無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細を記載しなければならない。
- 4 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）まで保存しなければならない。

A－16 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許人が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して **A** 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して **A** 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間（注3）について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める金額（注4）を国に納めなければならない。
- 注1 その無線局の免許の日に相当する日（相当する日がない場合には、その翌日）をいう。
2 その無線局の免許の日又は応当日をいう。
3 無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合にはその期間とする。
4 起算日から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額とする。
- ② 「電波利用料」とは、次の(1)から(4)までに掲げる電波の **B** に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人、登録人、電波法第103条の2第12項の特定免許等不要局を開設した者又は同条第13項の表示者が納付すべき金銭をいう。
- (1) 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
(2) 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する **C** の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について **C** を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整、試験並びにその結果の分析
(3) 電波法第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務
(4) (1)から(3)までに掲げる事項のほか、電波法第103条の2第4項に掲げる事項
- ③ 免許人（包括免許人を除く。）は、①により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

	A	B	C
1	30日	適正な利用の確保	無線設備の技術基準
2	30日	公平かつ能率的な利用の確保	周波数の割当計画
3	6月	公平かつ能率的な利用の確保	無線設備の技術基準
4	6月	適正な利用の確保	周波数の割当計画

A－17 免許人が無線局の検査の結果について、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受けたときに関する次の記述のうち、電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 免許人は、総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その旨を検査職員に届け出て、その検査職員の確認を受けなければならない。

2 免許人は、総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

3 免許人は、総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出て、再度検査を受けなければならない。

4 免許人は、総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載しておかなければならない。

A－18 次の記述は、航空機の無線装備について述べたものである。国際民間航空条約（第30条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 各締約国の航空機は、登録を受けた国の当局から無線送信機を装備し、かつ、運用するための A を受けたときのみ、他の締約国の領域内で又はその領域の上空でその送信機を携行することができる。領域の上空を飛行される締約国の領域における無線送信機の使用は、 B に従わなければならない。
- ② 無線送信機は、 C の当局が発給したそのための特別な免状を所持する航空機乗組員に限って使用することができる。

A	B	C
1 免許状の発給	その国が設ける規制	航空機が登録を受けた国
2 特別の承認	国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則	航空機が登録を受けた国
3 特別の承認	その国が設ける規制	領域の上空を飛行される締約国
4 免許状の発給	国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則	領域の上空を飛行される締約国

A－19 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、 A 、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 B の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な C で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の D 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の D は、特に注意して選定しなければならない。

A	B	C	D
1 長時間の伝送	識別表示のない信号	十分な電力	無線設備
2 長時間の伝送	無線通信規則に定めのない略語	最小限の電力	位置
3 不要な伝送	無線通信規則に定めのない略語	十分な電力	無線設備
4 不要な伝送	識別表示のない信号	最小限の電力	位置

A－20 次の記述は、航空機局等の検査について述べたものである。無線通信規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局又は航空機地球局を検査する国の政府又は権限のある主管庁の検査職員は、検査のため、 A の提示を要求することができる。 B は、この検査を容易に行うことができるようにしなければならない。 A は、要求がある場合には提示することができるように保管しなければならない。
- ② A が提示されないとき又は C が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その D ことができる。

A	B	C	D
1 無線通信規則に適合する旨の証明書	指揮者又は責任者	明白な違反	設備に係る資料の提出を求める
2 許可書	局の通信士又は責任者	明白な違反	設備を検査する
3 無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	無線周波数管理上の必要性	設備を検査する
4 許可書	指揮者又は責任者	明白な違反	設備に係る資料の提出を求める
5 許可書	局の通信士又は責任者	無線周波数管理上の必要性	設備を検査する

B－1 総務大臣が日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許を与えない無線局に関する次の事項のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 実験等無線局
 - イ 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
 - ウ 海岸局又は航空局であって電気通信業務を行うことを目的として開設するもの以外のもの
 - エ 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（注）
 - オ 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- 注 実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。

B－2 次の記述は、無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、 ア 。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって イ により監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、 ウ 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ② エ の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次の(1)及び(2)に掲げるとおりとする。
- (1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で オ に関するもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、電波法施行規則第34条の2（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）に定めるもの

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者 | 2 遭難通信責任者 |
| 3 総務大臣の承認を受けたもの | 4 総務大臣にその選任の届出がされたもの |
| 5 船舶又は航空機が航行中であるため | 6 船舶の運航計画の変更のため |
| 7 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 | 8 無線電信 |
| 9 遭難通信、緊急通信又は安全通信 | 10 遭難通信又は緊急通信 |

B－3 無線電話通信による海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第21条、第22条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- イ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために船舶局の運用の停止を命令することができる。
- ウ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用送信機若しくは空中線について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- エ 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- オ 海上移動業務における呼出しは、2分間の間隔において2回反覆することができる。呼出しを反覆しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

B－4 次の記述は、海上移動業務における遭難通報について述べたものである。無線局運用規則（第77条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 遭難呼出しを行った無線局は、 ア 、遭難通報を送信しなければならない。
- ② 遭難通報は、無線電話により次の(1)から(3)までの事項を順次送信して行うものとする。
- (1) 「 イ 」又は「遭難」
- (2) 遭難した船舶の ウ
- (3) 遭難した船舶の位置、 エ 及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ③ ②の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び オ で示す距離によって表すことができる。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 その遭難呼出しに対して応答があったときは直ちに | 2 できる限りすみやかにその遭難呼出しに続いて |
| 3 メーデー | 4 パン パン |
| 5 所有者又は運行者 | 6 名称又は識別 |
| 7 遭難の種類 | 8 遭難の時刻 |
| 9 キロメートル | 10 海里 |

B－5 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 ア 、 イ 受信し、同様にこの通報に応答し、及び ウ 義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する エ を探知し及び オ ために協力することを約束する。

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1 いずれから発せられたかを問わず | 2 その属する国の領域内で発せられた場合には |
| 3 速やかにこれを | 4 絶対的優先順位において |
| 5 直ちに必要な措置を執る | 6 遭難呼出し及び通報を妨害する電波の発射を停止する |
| 7 いずれの国の管轄の下にある局 | 8 自国の管轄の下にある局 |
| 9 電波の発射を禁止する | 10 識別する |